

議案第92号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改める等の必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3の項の(5)中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第4 1の項の(2)中「2の項」を「以下この項、2の項」に改め、「金額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液石法」という。）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を加え、同表5の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液石法」という。）」を「液石法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。